

令和2年3月12日	資料2
第8回要介護認定情報・介護レセプト等 情報の提供に関する有識者会議	

「要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関するガイドライン」 改正について

令和2年3月12日
厚生労働省老健局老人保健課

ガイドライン改正に向けた検討事項について（案）

＜法改正により見直しを行った事項＞

- NDB・介護DB・DPCDB等の連結解析等について、
 - ・ 介護DBでは2018年以降運用で実施してきた**匿名データの第三者提供を法定化し、これまで対象外にしてきた民間企業等にも提供できる**
 - ・ 同時に、**データ利用者の講ずべき安全管理措置義務を法定化。国による立入検査やデータ利用者の義務違反に対する罰則も設け、安全性を強化。**
 - ・ **NDB・介護DBのデータを連結して分析、提供できる**
 - ・ 加えて、**DPCDBのデータについてもNDB・介護DBと連結できる**
- 2020年10月施行
- 2022年4月施行

＜改正事項のうち、政令または省令で定めるとされている事項＞

- 1 匿名データの第三者提供の対象者の具体的な範囲 ⇒ 省令事項
- 2 匿名データの匿名化加工の基準、提供時の手続、データ利用者の講ずべき安全管理措置義務の具体的な内容 ⇒ 省令事項
- 3 匿名データの提供の可否を決定する委員会の立ち上げ ⇒ 医療保険部会
介護保険部会で審議
- 4 匿名データの提供時に徴収する手数料の額と減免の基準 ⇒ 政令事項

＜ガイドラインで定める事項＞

提供の方法や手続については、類似の制度現行のガイドラインに沿った運用を原則として維持する方針。

※具体的には、提供申出者は、必要事項（現行ガイドラインで提供申出書に記載することを求めている事項）を記入した提供申出書等を、厚生労働大臣に提出することにより提供申出を行うこととする旨を規定することを想定。

※連結して利用できる状態で提供する場合は、提供を求める各データベースの匿名データごとに提供申出を必要とするのではなく、統一的な手続が可能となるよう、ガイドラインに分かりやすく明示する予定。

《現行ガイドライン目次》

- | | | | | | |
|----|----------------------|-----|------------------------|-----|--------------------|
| 第1 | ガイドラインの目的 | 第7 | 審査結果の通知等 | 第13 | 実績報告書の作成・提出 |
| 第2 | 用語の定義 | 第8 | 提供が決定された後の要介護認定情報等の手続き | 第14 | 要介護認定情報等の不適切利用への対応 |
| 第3 | 要介護認定情報等の提供に際しての基本原則 | 第9 | 提供後に申出書の記載事項等に変更が生じた場合 | 第15 | 厚生労働省による実地検査 |
| 第4 | 要介護認定情報等の提供を行う際の処理の例 | 第10 | 要介護認定情報の提供後の利用制限 | 第16 | 集計表情報の取扱 |
| 第5 | 要介護認定情報等の提供依頼申出手続 | 第11 | 要介護認定情報等の利用後の措置等 | 第17 | サンプリングデータセットの取扱い |
| 第6 | 提供依頼申出に対する審査 | 第12 | 提供依頼申出者による研究成果等の公表 | 第18 | 介護給付等実態統計の取扱い |
| | | | | 第19 | ガイドラインの施行時期 |

改正に向けた今後のスケジュール等について（案）

<改正に向けた今後のスケジュール（予定）>

令和元年度（2019年度）					令和2年度（2020年度）							
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
医療・介護データ等の解析基盤に関する有識者会議において政省令案の検討					医療保険部会 介護保険部会 において議論		改正 政省令案 パブコメ		公布			
				施行に向けた準備					周知期間			
				本会議 でガイド ライン 検討			本会議 でガイド ライン 検討			本会議 でガイド ライン 検討		

施行

<ガイドラインで定める事項>

提供の方法や手続については、類似の制度現行のガイドラインに沿った運用を原則として維持する方針。

※具体的には、提供申出者は、必要事項（現行ガイドラインで提供申出書に記載することを求めている事項）を記入した提供申出書等を、厚生労働大臣に提出することにより提供申出を行うこととする旨を規定することを想定。

※連結して利用できる状態で提供する場合は、提供を求める各データベースの匿名データごとに提供申出を必要とするのではなく、統一的な手続が可能となるよう、ガイドラインに分かりやすく明示する予定。

《現行ガイドライン目次》

第1 ガイドラインの目的

第2 用語の定義

第3 要介護認定情報等の提供に際しての基本原則

第4 要介護認定情報等の提供を行う際の処理の例

第5 要介護認定情報等の提供依頼申出手続

第6 提供依頼申出に対する審査

第7 審査結果の通知等

第8 提供が決定された後の要介護認定情報等の手続き

第9 提供後に申出書の記載事項等に変更が生じた場合

第10 要介護認定情報の提供後の利用制限

第11 要介護認定情報等の利用後の措置等

第12 提供依頼申出者による研究成果等の公表

第13 実績報告書の作成・提出

第14 要介護認定情報等の不適切利用への対応

第15 厚生労働省による実地検査

第16 集計表情報の取扱

第17 サンプリングデータセットの取扱い

第18 介護給付等実態統計の取扱い

第19 ガイドラインの施行時期

※下線箇所が今回の本会議での検討事項

第1 ガイドラインの目的（案）

- 第198回国会において成立した「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第9号）による、「介護保険法」の改正により第三者提供に係る規定が設けられた。
- 介護保険法第118条の3において、第三者提供できるデータは「匿名介護保険等関連情報」が定められたため、本ガイドラインの名称も「匿名要介護認定情報・匿名介護レセプト等情報の提供に関するガイドライン」とし、それに応じてガイドラインの目的も下記のように改正してはどうか。
- なお、「介護保険法第百十八条の二第二項の規定に基づき市町村が厚生労働大臣に提供する情報の利用及び提供に関する指針（平成30年厚生労働省告示第240号）」については廃止する方向で検討。

新（案）	旧
<p>匿名要介護認定情報・匿名介護レセプト等情報の提供に関するガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第118条の3の規定に基づいて行うデータの提供に係る事務処理の明確化及び標準化並びに審査の基準を定め、厚生労働省がこれらの事務を適切かつ円滑に実施できるようにすること及び提供申出者が提供申出等を適切かつ円滑に実施できるようにすることを目的とするものである。</p>	<p>要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関するガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）は、<u>介護保険法第118条の2第2項の規定に基づき市町村が厚生労働大臣に提供</u>する情報の利用及び提供に関する指針（平成30年厚生労働省告示第240号。以下「指針」という。）の規定に基づいて行うデータの提供に係る事務処理の明確化及び標準化並びに有識者の行う審査の基準を定め、厚生労働省が、これらの事務を適切かつ円滑に実施できるようにすることを目的とするものである。</p>

<参考：介護保険法 第118条の3（抄）>

（国民保健の向上のための匿名介護保険等関連情報の利用又は提供）

第百十八条の三 厚生労働大臣は、国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資するため、**匿名介護保険等関連情報**（介護保険等関連情報に係る特定の被保険者その他の厚生労働省令で定める者（次条において「本人」という。）を識別すること及びその作成に用いる介護保険等関連情報を復元することができないようにするために厚生労働省令で定める基準に従い加工した介護保険等関連情報をいう。以下同じ。）を利用し、又は厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者であって、匿名介護保険等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ当該各号に定めるものを行うものに**提供することができる。**

- 一 国の他の行政機関及び地方公共団体 保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策の企画及び立案に関する調査
- 二 大学その他の研究機関 国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上並びに介護保険事業に関する研究
- 三 民間事業者その他の厚生労働省令で定める者 介護分野の調査研究に関する分析その他の厚生労働省令で定める業務（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）

<参考：介護保険法第百十八条の二第二項の規定に基づき市町村が厚生労働大臣に提供する情報の利用及び提供に関する指針（平成30年厚生労働省告示第240号）>（廃止する方向で検討）

介護保険法第百十八条の二第二項の規定に基づき市町村が厚生労働大臣に提供する情報の利用及び提供に関する指針を次のように定める。

介護保険法第百十八条の二第二項の規定に基づき市町村が厚生労働大臣に提供する情報の利用及び提供に関する指針

第1 総則

1 目的

この指針は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第百十八条の二第二項の規定に基づき市町村(特別区を含む。以下同じ。)が厚生労働大臣に提供する情報について、その利用及び管理について責任を有する者(委託契約を締結して当該情報を管理する者を含む。以下「管理責任者」という。)以外への提供に関する事項を定めることにより、当該情報の適切な利用に資することを目的とする。

2 対象となるデータの範囲

この指針の対象となる情報は、法第百十八条の二第一項の規定に基づき、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成、実施及び評価並びに国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するために行う調査及び分析に活用するために、同条第二項の規定により厚生労働省に提供される介護給付等に要する費用の額に関する地域別、年齢別又は要介護認定及び要支援認定別の状況に関する情報並びに被保険者の要介護認定及び要支援認定における調査に関する情報(集計して得られたデータを含む。以下「データ」という。)とする。

第2 データの利用目的

1 データは、法第百十八条の二第一項の規定に基づき、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成、実施及び評価並びに国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資することを目的として、厚生労働大臣が行う調査及び分析並びに当該調査及び分析結果の公表のために用いるものとする。

2 市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成、実施及び評価に資することを目的として、調査及び分析を行うために、市町村長(特別区にあっては、区長。以下同じ。)又は都道府県知事が厚生労働大臣に対し、データの提供を求める場合には、厚生労働大臣は1の調査及び分析の結果のほか、当該求めに係るデータを市町村長又は都道府県知事に提供することができる。

第3 データの提供

1 利用及び提供の制限

(1) 第2の場合を除き、データは管理責任者以外の者に提供してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- ① 厚生労働省その他の国の行政機関、地方公共団体等が、法令に定める所掌事務の遂行に必要な限度で、かつ、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上等を目指した正確な根拠に基づく施策の推進のために利用する場合であって、当該データの利用が公益性が高いものとして厚生労働大臣が承認した場合
- ② ①に規定する場合以外の場合であって、①に規定する施策の推進に有益な分析・研究又は学術研究の発展に資する目的で行う分析・研究のためにデータを利用しようとする者が、当該分析・研究に必要な限度で当該データを利用する場合であって、当該研究の目的、研究計画、データの分析方法、データの利用・管理方法等について審査した上で、当該データの利用が公益性が高いものとして厚生労働大臣が承認した場合

(2) (1)の①又は②に該当する場合にあっては、利用目的の達成に必要な範囲で、必要に応じて加工を行った上でデータを提供するものとする。

2 データの利用に係る申請及び審査

1の(1)の①及び②に規定する承認は、データの利用に係る申請に対し、当該データの利用の公益性等を厚生労働大臣が個別に審査した上で行うものとする。

3 提供を受けたデータの取扱い

1の(1)の①又は②に該当し、データの提供を受けようとする者は、提供を受けるデータを適正に管理した上で、承認された目的等の範囲内で当該データを利用し、承認時にデータ利用者として承認された者以外の者が当該データを利用することのないよう徹底するものとする。

4 個人情報の取扱い

提供を受けようとするデータが個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第二項に規定する個人情報をいう。)を含む場合は、1及び2のほかに、同法の規定に基づき、提供の可否を判断するものとする。

第4 有識者からの意見聴取

1 厚生労働大臣は、第3の2に規定する審査を行うに当たり、申請内容から見て、意見を求めることが明らかに必要でない場合を除き、有識者から構成される会議(以下「有識者会議」という。)の意見を求めるものとする。

2 有識者会議は、第3の2に規定する審査について厚生労働大臣から意見を求められた場合、データ利用の公益性等については、次に掲げる事項についてそれぞれ評価し、総合的に勘案した上で、合議を経て意見を述べるものとする。

- (1) データの利用目的
- (2) データ利用の必要性等
- (3) データ利用の緊急性
- (4) データ利用申請に関連する分野での過去の実績及びデータ分析に係る人的体制
- (5) データの利用場所並びに保管場所及び管理方法
- (6) データ分析の結果の公表の有無

3 1及び2に規定するもののほか、有識者会議における検討に関する細則は、厚生労働省老健局長が必要に応じ定めるものとする。

第2 用語の定義（案）

- 改正介護保険法第118条の3の規定に基づき、第三者提供を行うにあたり、用語の定義を改正する必要がある。
- また研究の成果を事前に確認する際に、定義が不明瞭な用語があるため、それらについても併せて定義づけてはどうか。

カテゴリ	新	旧	案文	理由
格納情報について	匿名要介護認定情報	要介護認定情報	本ガイドラインにおいて「匿名要介護認定情報」とは、法第118条の2第2項の規定に基づき、厚生労働省が収集及び管理し、法第118条の3第1項の規定に基づき匿名化した上で提供する被保険者の要介護認定及び要支援認定における調査に関する状況に関する情報をいう。	法改正により利用できるデータは省令の規定に基づいて匿名化することが明確化され、それに伴いガイドライン上も明確化するため。
	匿名介護レセプト等情報	介護レセプト等情報	本ガイドラインにおいて「匿名介護レセプト等情報」とは、法第118条の2第2項の規定に基づき、厚生労働省が収集及び管理し、法第118条の3第1項の規定に基づき匿名化した上で提供する介護給付等に要する費用の額に関する地域別、年齢別又は要介護認定及び要支援認定別の状況に関する情報をいう。	同上
	匿名要介護認定情報等	要介護認定情報等	本ガイドラインにおいて「匿名要介護認定情報等」とは、2の「匿名要介護認定情報」及び3の「匿名介護レセプト等情報」をいう（2の「匿名要介護認定情報」及び3の「匿名介護レセプト等情報」を集計処理した情報を含む）。	同上
提供申請に関わる内容について	提供申出者	（新設）	本ガイドラインにおいて「提供申出者」とは、第118条の3第1項の規定に基づき、厚生労働大臣に匿名要介護認定情報等の提供を依頼しようとする者をいう。	法改正により、法第118条の3第1項において匿名介護保険等関連情報の提供を受ける者は、同項各号の機関及び団体等になるため。
	担当者	提供依頼申出者	本ガイドラインにおいて「担当者」とは、省令の規定に基づき、提供申出書に記載される担当する者をいう。	提供申出者の定義と区分するため、実際に提供申出を行う者（個人）を定義づけるため。
	代理人	（新設）	本ガイドラインにおいて「代理人」とは、省令の規定に基づき、提供申出書に記載された、代理で提供申出をする者をいう。	提供申出を代理で行う者（個人）を定義づけるため。
	取扱者	利用者	本ガイドラインにおいて「取扱者」とは、省令の規定に基づき、提供申出書に記載された、実際に匿名要介護認定情報等を取り扱う者をいう。	法改正により、介護保険法第118条の3において匿名介護保険等関連情報利用者は、機関及び団体等であり、それらと区別する必要があるため。
	匿名要介護認定情報等の提供に関する委員会・審査委員会	有識者会議	本ガイドラインにおいて「匿名要介護認定情報等の提供に関する委員会・審査委員会」とは、社会保障審議会介護保険部会の下に設けた、合議により匿名要介護認定情報等の提供の可否について厚生労働大臣へ意見を述べる、有識者から構成される委員会をいう。	法改正により、介護保険法第118条の3第3項において、データを提供しようとする場合には、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない、とされたため（会議名称を含め、介護保険部会で議論する予定）。
公表物の確認における定義の明確化	中間生成物	（新設）	本ガイドラインにおいて「中間生成物」とは、匿名要介護認定情報等を提供したのち取扱者が生成したものであって、最終生成物や成果物以外のものをいう。なお「中間生成物」については、「取扱者」以外に公表することを禁じる。	公表前に公表を予定する研究の成果について任意の様式で厚生労働省へ報告することになっているが、その際の実用語の定義が不明確なため。
	最終生成物	（新設）	本ガイドラインにおいて「最終生成物」とは、匿名要介護認定情報等を提供したのち取扱者が最終的に生成したものであって、厚生労働省による公表前の事前の確認を受けていないものすべてをいう。なお「最終生成物」についても、「取扱者」以外に公表することを禁じる。	
	成果物	（新設）	本ガイドラインにおいて「成果物」とは、第12に基づいて厚生労働省が承認したものをいう。※第12は現行と同じく「提供申出者による研究成果等の公表」になる予定。	

※現行ガイドラインで定義されるその他の項目については、引き続き継承予定

<参考：改正後の「介護保険法」>

(市町村介護保険事業計画の作成等のための調査及び分析等)

第百十八条の二 厚生労働大臣は、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成、実施及び評価並びに国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、次に掲げる事項に関する情報（以下「介護保険等関連情報」という。）について調査及び分析を行い、その結果を公表するものとする。

一・二（略）

- 2 市町村は、厚生労働大臣に対し、介護保険等関連情報を、厚生労働省令で定める方法により提供しなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、都道府県及び市町村に対し、介護保険等関連情報を、厚生労働省令で定める方法により提供するよう求めることができる。

(国民の保健医療の向上及び福祉の増進のための匿名介護保険等関連情報の利用又は提供)

第百十八条の三 厚生労働大臣は、国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資するため、匿名介護保険等関連情報（介護保険等関連情報に係る特定の被保険者その他の厚生労働省令で定める者（次条において「本人」という。）を識別すること及びその作成に用いる介護保険等関連情報を復元することができないようにするために厚生労働省令で定める基準に従い加工した介護保険等関連情報をいう。以下同じ。）を利用し、又は厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者であつて、匿名介護保険等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ当該各号に定めるものを行うものに提供することができる。

一 国の他の行政機関及び地方公共団体 保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策の企画及び立案に関する調査

二 大学その他の研究機関 国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上並びに介護保険事業に関する研究

三 民間事業者その他の厚生労働省令で定める者 介護分野の調査研究に関する分析その他の厚生労働省令で定める業務（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による利用又は提供を行う場合には、当該匿名介護保険等関連情報を高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報その他の厚生労働省令で定めるものと連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の規定により匿名介護保険等関連情報を提供しようとする場合には、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

(照合等の禁止)

第百十八条の四 前条第一項の規定により匿名介護保険等関連情報の提供を受け、これを利用する者（以下「匿名介護保険等関連情報利用者」という。）は、匿名介護保険等関連情報を取り扱うに当たっては、当該匿名介護保険等関連情報の作成に用いられた介護保険等関連情報に係る本人を識別するために、当該介護保険等関連情報から削除された記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）若しくは匿名介護保険等関連情報の作成に用いられた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名介護保険等関連情報を他の情報と照合してはならない。

<参考：要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関するガイドライン>

第2 用語の定義

1 要介護者等

本ガイドラインにおいて、「要介護者等」とは、要介護認定等の申請者をいう。

2 要介護認定情報

本ガイドラインにおいて「要介護認定情報」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第118条の2第2項の規定に基づき、厚生労働省が収集及び管理する被保険者の要介護認定及び要支援認定における調査に関する状況に関する情報をいう。

3 介護レセプト等情報

本ガイドラインにおいて「介護レセプト等情報」とは、法第118条の2第2項の規定に基づき、厚生労働省が収集及び管理する介護給付等に要する費用の額に関する地域別、年齢別又は要介護認定及び要支援認定別の状況に関する情報をいう。

4 要介護認定情報等

本ガイドラインにおいて「要介護認定情報等」とは、2の「要介護認定情報」及び3の「介護レセプト等情報」をいう（2の「要介護認定情報」及び3の「介護レセプト等情報」を集計処理した情報を含む）。

5 提供依頼申出者

本ガイドラインにおいて「提供依頼申出者」とは、指針の規定による利用を行うために、要介護認定情報等の提供を求める者をいう。

6 利用者

本ガイドラインにおいて「利用者」とは、指針の規定による要介護認定情報等の提供を受け、実際にこれを利用しようとしている者又は利用している者をいう。

7 所属機関

本ガイドラインにおいて「所属機関」とは、提供依頼申出者が常勤の役員又は職員として所属している第5の4「提供依頼申出者の範囲」において規定されている国の行政機関、都道府県、市町村、大学等の機関をいう。

8 有識者会議

本ガイドラインにおいて「有識者会議」とは、合議により要介護認定情報等の提供の可否について厚生労働大臣へ意見を述べる、指針に規定する有識者から構成される会議をいう。

9 集計表情報

本ガイドラインにおいて「集計表情報」とは、要介護認定情報等について、提供依頼申出者の指定した抽出条件及び集計条件に従って抽出したデータに対して一定の集計処理を加え集計表の形式で提供される情報のことをいう。

10 サンプルングデータセット

本ガイドラインにおいて「サンプルングデータセット」とは、介護レセプト等情報から予め一定程度の割合で抽出したデータに対して、さらに安全性に配慮した工夫を施した上で提供される情報のことをいう。

第3 匿名要介護認定情報等の提供に際しての基本原則（案）

- 基本原則については、改正法等の規定を記載する改正は必要だが、その他の部分については、概ね現行通りとし、
- ただし、外部委託を行う場合の措置については下記の通り改正が必要ではないか。

<考え方>

- 取扱者については、当該業務の委託を受けた者を含め、すべて提供申出書に記載を求める予定である。
- また、匿名介護保険等関連情報利用者が講じなければならない安全管理措置の具体的内容については、改正介護保険法第118条の6に基づき、省令で定めることとしており、すべての取扱者に安全管理措置を講ずるようになる予定である。
- 現行の全部又は主たる部分の外部委託禁止規定は、当該業務の委託を受けた者について要介護認定情報等の適切な利用がはかられなくなる恐れがあるため置いているが、上記により、当該業務の委託を受けた者を含めて、安全管理措置を講じなければならないとされることから、全部又は主たる部分の外部委託禁止規定については置かないこととしてはどうか。

新（案）	旧
<p>取扱者が匿名要介護認定情報等を用いた研究を外部委託する場合の措置</p> <p>取扱者は、外部委託を行う必要性が、研究の目的及び内容に照らして合理的である場合、匿名要介護認定情報等を用いた研究を外部委託することができるが、委託先において匿名要介護認定情報等を利用する者に対して、本ガイドライン等に定められた事項を遵守することを求めるとともに、当該委託先における取扱者についても、匿名要介護認定情報等の提供等利用規約（様式4。以下「利用規約」という。）を遵守させる等の適切な措置を講じること。</p>	<p>利用者が要介護認定情報等を用いた研究の<u>全部又は一部</u>を外部委託する場合の措置</p> <p>利用者が国の行政機関、又は都道府県又は市町村以外である場合は、<u>利用者が申し出た要介護認定情報等を用いた研究の全部又は主たる部分を外部委託することは認められない。</u></p> <p>利用者は、外部委託する研究の<u>範囲</u>及び外部委託を行う必要性が、研究の目的及び内容に照らして合理的である場合、要介護認定情報等を用いた研究の一部を外部委託することができるが、委託先において要介護認定情報等を利用する者に対して、本ガイドライン等に定められた事項を遵守することを求めるとともに、当該委託先における利用者についても、要介護認定情報等の提供等利用規約（様式4。以下「利用規約」という。）を遵守させる等の適切な措置を講じること。</p>

<参考：介護保険法>

（安全管理措置）

第一百八の六 匿名介護保険等関連情報利用者は、匿名介護保険等関連情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該匿名介護保険等関連情報の安全管理のために必要かつ適切なものとして厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

第12 提供申出者による研究成果等の公表（案）

- 提供申出者による研究成果等の公表における、最小集計単位等については引き続き規定していく。
- NDBでは、研究者等から「0」の公表に関する要望が多数あるところである。
- 今回のガイドライン改正に伴い、「0」については公表可としてはどうか。

<考え方>

- 「0」については、対象が存在しないため、それ自体は個人を特定する情報ではないと考えられるのではないかと（「0」を明示することによる集計表上の逆算可能性の上昇については注意が必要）。
- ある状態の利用者が「いない」、ある介護サービス等が「行われていない」、対象となる事業所等が「ない」等が明らかになることで得られる知見もあるのではないかと。

（例）ある状態の利用者数の地域差について検討した場合

	利用者数		
	状態A	状態B	状態C
保険者X	15	0	6
保険者Y	20	11	4
保険者Z	9	6	0

現在の取り扱い

	利用者数		
	状態A	状態B	状態C
保険者X	15	*	*
保険者Y	20	11	*
保険者Z	*	*	*

10未満の利用者数は全て一律マスク（*）される

「0」を明示した場合

	利用者数		
	状態A	状態B	状態C
保険者X	15	0	*
保険者Y	20	11	*
保険者Z	*	*	0

保険者Xで状態Bの利用者は「いない」
保険者Zで状態Cの利用者は「いない」ことが明らかになる

（参考）調査票情報の提供に関するガイドライン

表1 標準的なチェック内容

I 統計表

2.2 数量表（総和）（事業所・企業調査の場合）

①【度数】各セルが1以上10未満の調査客体から算出した値でないこと（加重なし）

<参考：要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関するガイドライン>

第12 提供依頼申出者による研究成果等の公表

1 (略)

2 研究成果の公表に当たっての留意点

研究成果の公表に当たっては、個別の同意がある場合等を除き、原則として利用者は公表される研究成果によって特定の個人又は介護事業所等が第三者に識別されないように、次の公表形式の基準に基づき、十分に配慮しなければならない。

(1) 最小集計単位の原則

① 公表される研究成果物において要介護者等の数が原則として10未満になる集計単位が含まれていないこと。

また、集計単位が市町村の場合には、公表される研究成果物において、以下のとおりとする。

i) 人口2,000人未満の市町村では、要介護者等の数を表示しないこと。

ii) 人口2,000人以上25,000人未満の市町村では、要介護者等の数が20未満になる集計単位が含まれないこと。

iii) 人口25,000人以上の市町村では、要介護者等の数が10未満になる集計単位が含まれないこと。

② 公表される研究成果物において介護事業所または市町村の属性情報による集計数が、原則として3未満となる集計単位が含まれていないこと。

(2) 年齢の集計単位

公表される研究成果物において年齢の集計単位が、原則として、5歳毎にグルーピングして集計されていること。

なお、65歳未満及び95歳以上については、それぞれ1グループとして集計されていること。

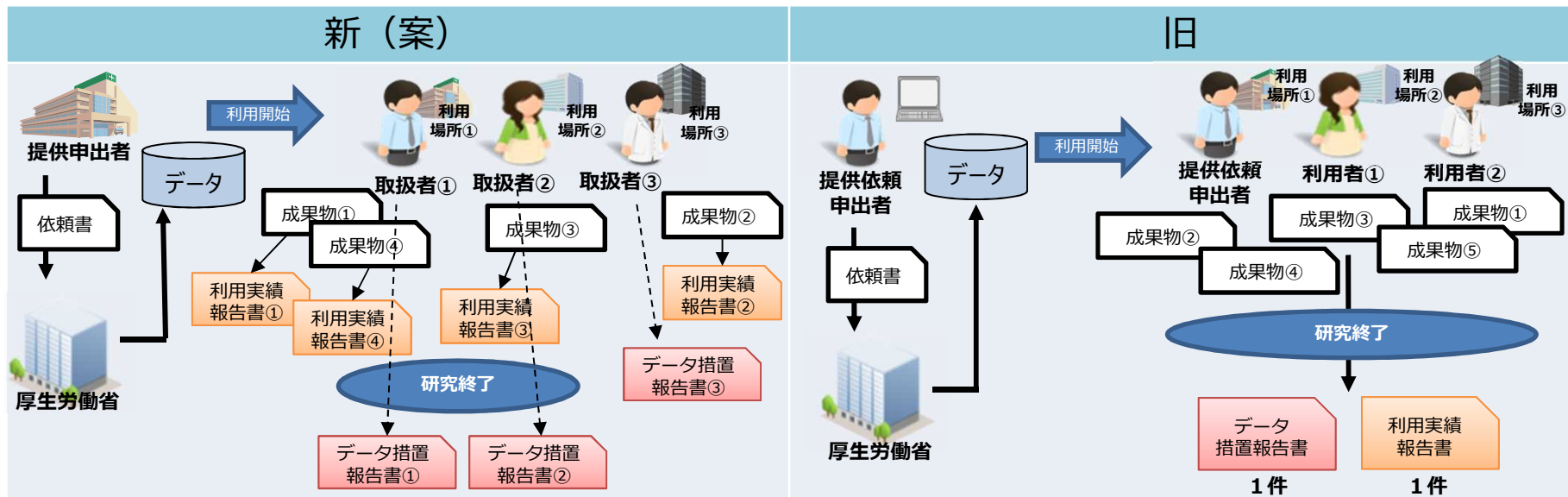
(3) 地域の集計単位

介護事業所の所在地又は要介護者等の保険者の集計単位は、原則として公表される研究成果物において最も狭い地域の集計単位を市町村とすること。

3・4 (略)

第11(匿名要介護認定情報等の利用後の措置等)・第13(実績報告書の作成・提出)(案)

- 現行のガイドライン(第5の3(1))では、申出書1件につき、その後の手続に必要とされる要介護認定情報等の利用に関する依頼書(様式3。以下「依頼書」という。)、要介護認定情報等のデータ措置報告書(様式10。以下「データ措置報告書」という。)、要介護認定情報等の利用実績報告書(様式12。以下「利用実績報告書」という。)の作成もそれぞれ1件ずつ作成することになっている。
- 上記手続では、利用場所が複数存在する場合でもデータ措置報告書は1件であり、すべての利用場所でデータ措置がされたかが不明確となる可能性がある。また、利用実績報告書についても同様。
- 上記を踏まえ、データ措置報告書については利用場所毎に、利用実績報告書については、公表後速やか(3か月以内)に提出することとしてはどうか。
- なお、改正介護保険法に、データの消去、漏洩や不当な目的での利用等についての規定が置かれ、その罰則についても定められたところである。



<参考：介護保険法>

(消去)

第百十八条の五 匿名介護保険等関連情報利用者は、提供を受けた匿名介護保険等関連情報を利用する必要がなくなったときは、遅滞なく、当該匿名介護保険等関連情報を消去しなければならない。

(安全管理措置)

第百十八条の六 匿名介護保険等関連情報利用者は、匿名介護保険等関連情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該匿名介護保険等関連情報の安全管理のために必要かつ適切なものとして厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

(利用者の義務)

第百十八条の七 匿名介護保険等関連情報利用者又は匿名介護保険等関連情報利用者であった者は、匿名介護保険等関連情報の利用に関して知り得た匿名介護保険等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

<参考：要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関するガイドライン>

第5 レセプト情報等の提供依頼申出手続

3 申出書の作成単位等

(1) 申出書の作成単位

申出書は、要介護認定情報等の提供の判断要件となる「利用目的」ごとに作成するものとする（利用者が実施する複数の研究に係る要介護認定情報等について併せて提供依頼申出を行って差し支えない）（注1）。

ただし、複数の要介護認定情報等に係る内容を申出書の様式に記載しきれない又は要介護認定情報等の内容ごとに分割記載した方が審査を円滑に行えると厚生労働省が判断した場合は、1件の申出記載内容を適宜複数の申出書に分割して記載させることとする（注2）。

(注1) 申出書1件につき、その後の手続に必要とされる要介護認定情報等の利用に関する依頼書（様式3。以下「依頼書」という。）、要介護認定情報等のデータ措置報告書（様式10。以下「データ措置報告書」という。）、要介護認定情報等の利用実績報告書（様式12。以下「利用実績報告書」という。）の作成もそれぞれ1件ずつ作成することになる。

(注2) この場合は、様式を便宜上分割記載したものであり、申出書1件と扱い、その後の手続に必要とされる関係書類の作成も同様であるが、原則としてその内容は申出書で分割した単位に対応して分割記載する。

第14 匿名要介護認定情報等の不適切利用への対応（案）

- 現行ガイドラインにおいては、違反内容とそれに対する対応内容について記載されている。また他制度との連携として、法令や契約違反により提供禁止措置等が取られている場合の措置についても記載されている。
- 改正介護保険法においては、照合等の禁止、消去、安全管理措置、利用者の義務の規定が置かれ、これらについて規定に違反していると認められるときは、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができるとされている。
- 改正ガイドラインにおいても、改正介護保険法の規定に基づく違反内容を記載し、その対応内容を記載してはどうか。
- なお現行ガイドラインの対応内容については、提供禁止期間等を明記していないが、統計法における「匿名データの作成・提供に係るガイドライン」（令和元年6月27日改正）を参考に明記してはどうか。

<参考：統計法における「匿名データの作成・提供に関するガイドライン」>

3 匿名データの不適切利用への対応

(3) 不適切利用の類型及び取扱い

提供機関等は、次のような法令又は契約違反その他の制度に対する国民の信頼を損なうおそれがある行為に対して、速やかに是正措置を講ずるよう指導するとともに、法に基づく罰則の適用を検討することに加え、当該行為の内容に応じて一定期間の利用停止等の必要な措置を講ずるものとする。

- ・ 期限までに匿名データの返却等を行わないこと（返却が行われるまで他の匿名データの提供禁止及び返却日以降、返却の遅延期間に相当する期間の提供禁止）
- ・ 承諾された利用環境以外の下で匿名データの利用を行うこと（1か月以上6か月以内の提供禁止）
- ・ 匿名データを紛失すること（1か月以上6か月以内の提供禁止）
- ・ 匿名データの内容を漏洩すること（1か月以上12か月以内の提供禁止）
- ・ 承諾された利用目的以外の利用を行うこと（1か月以上12か月以内の提供禁止）
- ・ 正当な理由なく、作成した統計若しくは行った統計的研究の成果、報告書又は匿名データに係る管理簿を提出しないこと（提出が行われるまで他の匿名データの提供禁止）
- ・ 正当な理由なく、作成した統計又は行った統計的研究の成果を公表しないこと（公表が行われるまで他の匿名データの提供禁止）
- ・ その他 制度に対する国民の信頼を損なうおそれがある行為を行うこと（上記を参考に当該行為の内容に応じた提供禁止）

(4) 他の調査票情報の二次的利用との連携

提供機関等は、法第33条第1項及び法第33条の2第1項に基づく調査票情報の提供並びに法第34条第1項に基づく委託による統計の作成等において、法令又契約違反等により一定期間の利用停止等の措置が講じられている場合、同様の期間、当該措置が講じられている範囲の者に対して匿名データの提供を行わないものとする。

(5) 公益通報者保護法の適用

法は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の適用対象とされており、法に違反する行為を労働者が通報した場合、同法に基づき、当該労働者は解雇等の不利益な取扱いから保護されること等が規定されている。

行政機関（注5）は、公益通報者保護法及び関連するガイドライン等に基づいて、内規の整備、受付窓口の整備等、適切な措置を行う。

（注5）独立行政法人は、公益通報者保護法第2条第4項の「行政機関」には含まれない点に留意。

<参考：改正後の「介護保険法」>

(照合等の禁止)

第百十八条の四 前条第一項の規定により匿名介護保険等関連情報の提供を受け、これを利用する者（以下「匿名介護保険等関連情報利用者」という。）は、匿名介護保険等関連情報を取り扱うに当たっては、当該匿名介護保険等関連情報の作成に用いられた介護保険等関連情報に係る本人を識別するために、当該介護保険等関連情報から削除された記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）若しくは匿名介護保険等関連情報の作成に用いられた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名介護保険等関連情報を他の情報と照合してはならない。

(消去)

第百十八条の五 匿名介護保険等関連情報利用者は、提供を受けた匿名介護保険等関連情報を利用する必要がなくなったときは、遅滞なく、当該匿名介護保険等関連情報を消去しなければならない。

(安全管理措置)

第百十八条の六 匿名介護保険等関連情報利用者は、匿名介護保険等関連情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該匿名介護保険等関連情報の安全管理のために必要かつ適切なものとして厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

(利用者の義務)

第百十八条の七 匿名介護保険等関連情報利用者又は匿名介護保険等関連情報利用者であった者は、匿名介護保険等関連情報の利用に関して知り得た匿名介護保険等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(是正命令)

第百十八条の九 厚生労働大臣は、匿名介護保険等関連情報利用者が第百十八条の四から第百十八条の七までの規定に違反していると認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二百五条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第百十八条の七の規定に違反して、匿名介護保険等関連情報の利用に関して知り得た匿名介護保険等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した者
- 二 第百十八条の九の規定による命令に違反した者

第16 集計表情報の取扱い（案）

- 実運用を考慮した際、多次元・多数の集計表情報の作成においては、運用側の負担が大きくデータ抽出に要する時間が他の提供申出に影響を与えるため、「医療・介護データ等の解析基盤に関する有識者会議」報告書で「第三者提供に係る個別審査を円滑に実施し、迅速に提供するための方策（適切な審査頻度の確保等）を検討すべき」と指摘されていることから、提供できる集計表情報については、原則として、内容が簡易であって表数も少数であるものに対して行うこととし、内容が複雑又は表数が過大と考えられるものについては、必要に応じて審査の対象とするか否かについて社会保障審議会の意見を聴くこととし、当該意見を踏まえた上で対応することとしてはどうか。

<参考：「要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関するガイドライン」>

第16 集計表情報の取扱い

1 集計表情報の提供

厚生労働省は、要介護認定情報等について、一定の集計を加えた上で、集計表情報として提供することとする。

2 集計表情報の内容

集計表情報は、特定の要介護者等又は介護事業所等の識別性の問題に配慮した上で、要介護認定情報等の情報について、提供依頼申出者の申出に従い、厚生労働省が最も狭い地域の集計単位を市町村として一定の集計を加えたものとする。